一　般　競　争　入　札　心　得

1　入札書記載金額

（1）　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）　入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

（3）　入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

2　入札書記載事項等

入札書には、次のことを記載しなければならない。

（1）　入札年月日

（2）　頭書きに「入札書」である旨記載

（3）　入札金額

（4）　入札件名（委託業務名）

（5）　あて名（盛岡広域振興局長あてとする。なお、氏名の記入は不要とする。）

（6）　入札参加者所在地・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者所在地、氏名、受任者氏名、頭書きに「代理人」と記載する。）

3　入札等

（1）　入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（2）　郵送による入札は、認めない。

（3）　再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。

4　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（1）　民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する入札

（2）　委任状を持参しない代理人のした入札

（3）　記名押印をしていない入札

（4）　金額を訂正した入札

（5）　誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

（6）　明らかに連合によると認められる入札

（7）　同一委託業務の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

（8）　現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした入札

（9）　その他入札に関する条件に違反した入札

5　落札者の決定方法

（1）　入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、会計規則（平成４年岩手県規則第 21 号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（2）　入札執行回数は３回を限度とし、この限度内において落札者がいないときは入札を打ち切る。

（3）　落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

（4）（3)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

6　公正な入札の確保

（1）　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行なってはならない。

（2）　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行なわず、独自に入札価格を定めなければならない。

（3）　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（4）　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（5）　入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめることがある。